

仕様書

本仕様書は、桶川市（以下「発注者」という。）の行政サービス窓口において、キャッシュレス決済に必要な環境構築等について、必要な事項を示したものである。

本仕様書に明記していない事項について、業務の目的を達成する上で必要と認められるものは、受注者において実施するものとする。

1. 件 名 桶川市キャッシュレス決済導入及び運用業務
2. 履行場所 桶川市庁舎窓口
3. 履行期間 契約締結日 ～ 令和12年11月30日
4. 運用期間 令和7年12月から5年間（60か月 長期継続契約）
5. 運用経費 総額 7,400,000円以内（消費税含む）
令和7年度の経費 740,000円以内（初期費用及び消費税含む）

6. 業務内容

（1）前提条件

- 1) キャッシュレス決済の導入窓口は、次の通りとし、それぞれ現地での設定作業を含むものとする。

■本庁舎2階 窓口

キャッシュレス決済端末機 2機

レシートプリンタ 2機

自動釣銭機（紙幣・硬貨）及びレジ一体型 1機

- 2) 対象機器の詳細は、次のとおりとする。

① レシートプリンタ ※EPSON TM-m30III-H 同等品

② データ通信、機器連携などに必要な機器

※本業務により導入及び設置する機器は、発注者が用意する光回線終端装置に接続し、安定に稼働するよう設定を行うこと。

③ 紙幣・硬貨自動釣銭機（付属品含む）

④ キャッシュレス決済端末機（付属品含む）※stela JT-C60 同等品

⑤ 利用可能な決済サービス及びブランドは次表の通りとする。

（表1）

No	決済サービス	利用可能数	ブランド
1	クレジットカード	右記を含む4種類以上	VISA、Mastercard、JCB、AMERICAN EXPRESS
2	電子マネー	右記を含む6種類以上	Suica、楽天Edy、nanaco、WAON、iD、QUICPay
3	QRコード	右記を含む4種類以上	PayPay、d払い、auPAY、楽天Pay

(2) 環境整備業務

1) 手数料収入等の管理機能

- ① 手数料収入等の集計管理として、データを参照、抽出するサービスを提供すること。
- ② 手数料収入等の情報は、表2を標準とし、発注者が閲覧及び抽出できること。また、同表中 NO.4 における品目別の決済種別は、表3の項目を標準とし、CSVでの出力が可能であること。

(表2) データ項目例

NO	データ項目
1	取扱日時
2	施設名
3	取扱窓口
4	品目別決済種別（クレジットカード、電子マネー、QRコードのブランド別）
5	証明書等の個別名称等
6	単価
7	数量
8	手数料総額

(表3) 品目別の決済種別一覧例

No.	所管	日時	内容	価格	支払種別	支払科目	数量	手数料収入
1	市民課	20251001_08:45:15	住民票	150	現金	現金	4	600 円
1	市民課	20251001_08:48:38	住民票	150	クレジット	VISA	2	300 円
1	市民課	20251001_08:53:25	住民票	150	クレジット	MasterCard	1	300 円
1	市民課	20251020_08:58:59	印鑑証明書	150	電子マネー	Suica	3	450 円
1	税務課	20251022_09:02:32	非課税証明書	150	電子マネー	nanaco	5	750 円

(3) キャッシュレス決済端末の機能要件

- 1) キャッシュレス決済端末機は、POSレジ端末等及び自動釣銭機と連動すること。
 - 2) クレジットカード及び電子マネー、QRコードの決済が可能であること。
 - 3) キャッシュレス決済機器はすべて同一機種とすること。
 - 4) 利用者から提示されたクレジットカード等の信用照会は、即時与信が可能であること。
 - 5) カード決済承認番号が即時取得可能であること。
 - 6) P C I D S S の現行基準に準拠しているクレジット情報非保持型の機種であること。
 - 7) 原則、決済誤り等発生時に取消処理が容易に行えること。
 - 8) 通信障害に対応するデータ蓄積機能やセキュリティ機能を有すること。
 - 9) 機器の表示画面に、決済承認済が確認可能であること。
 - 10) 決済日時ごと、決済履歴を随時確認できる仕組みであること。
 - 11) インボイス（適格請求書）制度に対応したレシートの発行が可能であること。
 - 12) レシートに証明書等の種類、発行者名、ロゴ（市章）等の印字が可能であること。
- また、記載事項は、発注者が任意で変更可能であること。

13) 次項（４）に掲げるＰＯＳレジ端末等の機能を具備する一体機器も可とする。

（４）ＰＯＳレジ端末等の機能要件

- 1) ＰＯＳレジ端末等は、キャッシュレス決済端末機及び自動釣銭機と連動すること。
- 2) 利用者側のディスプレイに支払額、預かり金額が表示されること。
- 3) 利用者、本市職員の双方がタッチパネルでの操作が可能であること。
- 4) １００種類以上の証明書等の登録が可能であり、市職員において追加登録が可能であること。
- 5) 市職員による機器の操作履歴が、データとして確認できること。
- 6) 前項（３）に掲げるキャッシュレス決済端末の機能を具備する一体機器も可とする。

（５）自動釣銭機（硬貨・紙幣）の機能要件

- 1) 自動釣銭機は、キャッシュレス決済端末機及びＰＯＳレジ端末等と連動すること。
- 2) 現在、発行されている日本銀行券及び貨幣を取り扱えること。また、今後の改刷及び改鋳に対応できるものであること。
- 3) 自動釣銭機は、常時、機内の現金残高を自動集計できる機能を有し、ＰＯＳレジ端末等と現金残高情報を共有できること。
- 4) 自動釣銭機は施錠が可能であるものとし、別途管理するための鍵があること。
- 5) 不良日本銀行券及び貨幣のリジェクト機能を有すること。
- 6) 日本銀行券及び貨幣の補充が簡易に行えるなど、使いやすい仕様となっていること。

（４）周辺機器類の機能要件

１）レシートプリンタ

レシートが発行可能なものとし、導入及び設置を行うこと。

２）ルーター

本業務で導入及び設置する機器は、発注者が用意する光回線終端装置に接続し、安定に稼働するよう設定を行うこと。

（６）操作マニュアルの提供及び研修

- 1) 機器一式の基本操作、設定変更方法及びＦＡＱなどを記載した操作マニュアルを運用開始前に発注者へ提供すること。
- 2) 操作研修は、各設置場所で行う。具体的な日程及び実施方法等については、発注者と協議の上、決定すること。

（７）保守及び障害対応

導入した機器の操作方法等の問合せ、及び機器に不具合が発生した場合の対応を適切に実施すること。また、開庁時間となる８時３０分から１７時１５分（平日及び土曜日）において、行政サービスに支障を来さない対応を行うこと。

（８）協議事項

本仕様書に定めのない事項、または疑義が生じた事項については、双方の協議によって決定するものとする。